

政 令

平成十九年新潟県中越沖地震による災害につい
ての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指
定に関する政令の一部を改正する政令をここに公
布する。

御 名 御 璽

平成二十年二月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二十一号

平成十九年新潟県中越沖地震による災害に
ついで激甚災害及びこれに対し適用すべ
き措置の指定に関する政令の一部を改正す
る政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政
援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十
号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を
制定する。

平成十九年新潟県中越沖地震による災害につ
いての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指
定に関する政令（平成十九年政令第二百六十一号）
の一部を次のように改正する。

第一条中、「昭和三十七年政令第四百三十三号」の
下「以下「令」といふ」を加え、「同令」を「令」
に改める。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二
条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規
定にかかわらず、平成二十年九月一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 福田 康夫

財務大臣 額賀福志郎

経済産業大臣 甘利 明

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の
一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年二月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二十二号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行
令の一部を改正する政令

内閣は、資源の有効な利用の促進に関する法律
（平成三年法律第四十八号）第二条第一項、第
二十五条第三項、第三十九条第一項第四号及び第
二項並びに第四十一条の規定に基づき、この政令
を制定する。

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令
（平成三年政令第三百二十七号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第五の四の項上欄中、「しょうゆ」を「特定
調味料（しょうゆ、食酢その他の主務省令で定め
る調味料をいふ。以下この項及び六の項において
同じ）」に改め、同項中欄第二号中、「しょうゆ」
を「特定調味料」に改め、同表六の項上欄中「し
ょうゆ」を「特定調味料」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施
行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日前にこの政令による
改正前の資源の有効な利用の促進に関する法律
施行令（以下「旧令」といふ。）別表第五の六の
項上欄に掲げる指定表示製品であったもののつ
ち、この政令の施行の日以後にこの政令による
改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律
施行令別表第五の四の項上欄に掲げる指定表示
製品となつたものに係る資源の有効な利用の促
進に関する法律第二十五条第一項に規定する指
定表示事業者については、当該指定表示事業者
が旧令別表第五の六の項上欄に掲げる指定表示
製品に係る同条第一項の表示事項を表示し、同
項の遵守事項を遵守する場合に限り、同条の規
定は、平成二十一年三月三十一日までは、適用
しない。

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣 甘利 明

内閣総理大臣 福田 康夫

省 令

○財務省・厚生労働省、令第一号
○農林水産省・経済産業省
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三
年法律第四十八号）第二十四条第一項の規定に基
づき、特定容器包装の表示の標準となるべき事項
を定める省令の一部を改正する省令を次のように
定める。

平成二十年二月六日

財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舛添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣 甘利 明

特定容器包装の表示の標準となるべき事項
を定める省令の一部を改正する省令
特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定
める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林
水産省・経済産業省令第二号）の一部を次のよう
に改正する。

第一条中、「しょうゆ」を「特定調味料（資源の
有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の
四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平
成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定
める調味料をいふ）」に改める。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○財務省・厚生労働省、令第二号
○農林水産省・経済産業省

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令
（平成三年政令第三百二十七号）別表第五の六の
項の上欄の規定に基づき、資源の有効な利用の促
進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に
規定する特定容器包装に関する省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成二十年二月六日

財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舛添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣 甘利 明

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令
別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に
関する省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農

林水産省・経済産業省令第一号）の一部を次のよ
うに改正する。

第一条中、「しょうゆ」を「特定調味料（資源の
有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の
四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平
成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定
める調味料をいふ。以下同じ）」に改める。
第二条第四号中、「しょうゆ」を「特定調味料」
に改める。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

財務大臣 額賀福志郎
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣 甘利 明

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三
年法律第四十八号）第二十四条第一項の規定に基
づき、ポリエチレンテレフタレート製の容器で
あって、飲料又はしょうゆが充てんされたものの
表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を
改正する省令を次のように定める。

平成二十年二月六日

財務大臣 額賀福志郎
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣 甘利 明

ポリエチレンテレフタレート製の容器で
あって、飲料又はしょうゆが充てんされた
ものの表示の標準となるべき事項を定める
省令の一部を改正する省令

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつ
て、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示
の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大
蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部
を次のように改正する。

題名中、「しょうゆ」を「特定調味料」に改める。

第一条中、「しょうゆ」を「特定調味料（資源の
有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の
四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平
成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定
める調味料をいふ。以下同じ）」に改める。

第二条中、「しょうゆ」を「特定調味料」に改め
る。

別表中、「しょうゆ」を「特定調味料」に改める。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。